

税の申告は 3月15日(木)までに

関税務課 TEL22-6822

次のとおり所得税、市・県民税および国民健康保険税の申告相談を行います。

▶開設期間：2月16日(金)～3月15日(木) (土・日を除く) ただし、2月25日(日)は開設します。

▶開設時間：9時～16時 ただし、2月26日(月)は9時～20時

○譲渡所得(土地、建物、株式など)、山林所得、贈与税のある人や、初めての住宅借入金等特別控除のある人は、市役所での申告ができません。2月16日(金)～3月15日(木)のマーサ21会場(岐阜市正木中1丁目2-1)で申告してください。

		申 告 会 場				
月	日	市役所	3階 大会議室	支所・公民館	マーサ21(税務署会場)	
2月	16日(金)		○	伊自良支所	○	
	17日(土)		—	—	—	
	18日(日)		—	—	○休日相談日	
	19日(月)		○	伊自良支所	○	
	20日(火)		○	美山支所	○	
	21日(水)		○	美山支所	○	
	22日(木)		○	美山中央公民館	○	
	23日(金)		○	美山中央公民館	○	
	24日(土)		—	—	—	
	25日(日)		○休日相談日	—	—	○休日相談日
	26日(月)		○夜間窓口(20時まで)	—	—	○
	27日(火)		○	—	—	○
28日(水)		○	—	—	○	
3月	1日(木)		○	—	○	
	2日(金)		○	—	○	
	3日(土)		—	—	—	
	4日(日)		—	—	—	
	5日(月)		○	—	○	
	6日(火)		○	—	○	
	7日(水)		○	—	○	
	8日(木)		○	—	○	
	9日(金)		○	—	○	
	10日(土)		—	—	—	
	11日(日)		—	—	—	
	12日(月)		○	—	○	
	13日(火)		○	—	○	
	14日(水)		○	—	○	
	15日(木)		○	—	○	

◆申告に必要なもの

- ①マイナンバーカードまたは、通知カードの写しと身元確認書類(運転免許証、旅券など)の写し
- ②印鑑(朱肉を使用するもの)
- ③給与、公的年金などの「源泉徴収票」(原本)
- ④事業(営業、農業)所得や不動産所得などのある人は、「収支内訳書」(事前に記入の上、持参してください)
- ⑤国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料などの支払証明書
- ⑥生命保険料、個人年金保険料、地震保険料などの控除証明書
- ⑦医療費控除の明細書を作成の上、持参してください。平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。 関岐阜北税務署 TEL058-262-6131
- ⑧寄附金などの領収書または証明書
- ⑨所得税の確定申告書やハガキ(税務署から送られてきた人のみ)など

市・県民税の申告

市・県民税の申告が必要な人

関税務課 TEL22-6822

- ・平成30年1月1日現在、市内に住所があり、平成29年中(平成29年1月1日～12月31日)に所得があった人
- ・給与所得者で、次のいずれかに当てはまる人
 - ①給与収入があった人で、勤務先から山県市へ「給与支払報告書」が提出されていない人
 - ②給与収入以外に営業、農業、不動産収入やアルバイト代などの副収入がある人
(給与所得以外の所得が20万円以下の場合は、所得税の確定申告の必要はありませんが、市・県民税の申告が必要となります)
 - ③医療費控除、社会保険料控除、寄附金控除などを受けようとする人
- ・公的年金などの所得者で、次のいずれかに当てはまる人
 - ①各種控除(扶養、社会保険料、生命保険料、寄附金控除など)を受けようとする人
 - ②年金収入以外に不動産収入やアルバイト代などの副収入がある人

※公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金などにかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下の人は確定申告の必要はありません。

しかし、市・県民税の申告をすることにより、生命保険料控除などの諸控除が適用され、市・県民税が軽減される場合があります。
- ・平成29年中に所得はなかったが、税に関する証明書が必要な人や、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、CCY利用料などが軽減の対象となる人

所得税の申告

確定申告が必要な人

関岐阜北税務署 TEL058-262-6131

- ・平成29年中の事業(営業、農業)所得、不動産所得などのある人
- ・給与所得者で、次のいずれかに当てはまる人
 - ①平成29年分給与の収入金額が2,000万円を超える人
 - ②給与を2カ所以上から受けている人
 - ③給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える人
- ・年金所得者で、公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金などにかかる雑所得以外の所得金額が20万円を超える人
- ・年の途中で退職し、年末調整をしていない人

確定申告をすると所得税が還付される人

- ・多額の医療費を支払った人または、セルフメディケーション税制の対象となる人
- ・給与所得者のうち、年末調整で控除を付け忘れた人や、年金受給者で生命保険料控除や地震保険料控除などを付けていない人
- ・特定の寄附をした人
- ・一定の要件のマイホームの取得などをして、住宅ローンのある人 など

◆税理士による無料税務相談所

税理士による無料税務相談所を次のとおり開設します。
当会場では、パソコンを利用した確定申告書の作成を行います。

開設期間：2月16日(金)～2月21日(水) ※土・日を除きます。

開設時間：9時30分～正午、13時～16時

開設場所：市役所 3階 大会議室

- ◆お願い 申告手続きには、マイナンバー(個人番号)の記載と、**本人確認**(番号および身元確認)書類の提示または写しの添付が必要です。



マイナンバーカード(個人番号カード)または、番号確認書類(通知カードなど)の写しと身元確認書類(運転免許証など)の写しを持参してください。